

## 人生の最終段階における医療・ケアのあり方と意思決定支援に関する指針

### 1. 基本方針

当院においては、人生の最終段階を迎える患者ご本人が、その人らしい最期を迎えられるよう、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、患者ご本人とそのご家族が、多職種で構成される医療・ケアチームとの十分な話し合いのもと、ご本人の意思と権利を尊重した医療・ケアの方針を決定し提供する。

生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としない。

### 2. 人生の最終段階における医療・ケアの方針決定プロセスについて

#### 1) 人生の最終段階とは

人間には誰しも将来、不可避の事象である死が訪れる。そのことが間近に迫っている状態が人生の最終段階である。しかし、人生の最終段階に至る経過は個別に異なり、一定の年月での定義はし難いため、具体的にどのような状態が人生の最終段階であるかは、医師や多職種から構成される医療・ケアチームによって判断する。

#### 2) 方針決定のプロセス—共同意思決定—について

人生の最終段階だと判断し得る以前、できるだけご本人が自らの意思を述べられる時期に、人生の最終段階における医療とケアに関し、医療・ケアチーム側からご本人とご家族に対し、適切な情報の提供と説明を行う。そして、ご本人自らの価値観・人生観・希望に基づく意向を確認する。ご本人にとっての最善を基本とした医療とケアが選択され、その合意に至ることを目指し、十分に対話を重ねる。

こうしたご本人側と医療・ケアチーム側とが理解と納得の上で医療・ケアの意思決定を行うことを共同意思決定という。当院はご本人の意思の尊重を軸に共同意思決定を行うことを方針決定プロセスに位置付ける。

#### 3) 人生の最終段階の医療・ケアの合意内容に関する記録

ご本人・ご家族との対話の経過や変化もわかるよう、話し合った内容はカルテに記載する。

#### 4) 方針決定に活用する資料について

当院では、人生の最終段階の医療・ケアに関する意思決定支援を円滑に実施するために、緩和ケアサポートチームのメンバーが、「わたしとかぞくの想い～わたしが“わたしらしく”生きるために」と「最良の医療を選択するために」の2部構成の人生会議ノート

を作成する。

### 3. 人生の最終段階における医療・ケアの方針決定プロセスにおける留意点

#### 1) ご本人の意思が確認できる場合

時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じてご本人の意思は変化するものである。医療・ケアチームはご本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるよう支援を行う。

病気がより進行し認知機能の低下、意識レベルの変化が生じると、ご本人自らが意思を伝えられない状態になる可能性があることから、人生の最終段階の医療・ケアに関する話し合いにおいては、特定のご家族等を自らの意思を推定し代弁する者として前もって定めてもらうことがある。

#### 2) 認知症等でご本人自らの意思が確認できない場合

##### ①ご家族等がご本人の意思を推定できる場合

ご本人に認知機能低下が疑われるときでも、ご本人の快・不快に関する言語的・非言語的表現から意思を推定できることがある。また、以前にご本人が表明していた意思をご家族、あるいはカルテ等から確認できる場合もある。それらを基に、また、厚生労働省が作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を参考に、できる限りご本人の意思を尊重し反映した意思決定を、ご家族及び関係者、医療・ケアチームが関与して支援を行う。

カルテ等からの確認が困難な時には、ご家族等ご本人が信頼している方と医療・ケアチーム側とで、ご本人の推定意思を慎重に検討し、ご本人にとっての最善の方針を決定する。

##### ②ご家族等がご本人の意思を推定できない場合

ご家族等がない場合及びご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、ご本人にとっての最善の医療・ケアの方針を、医療・ケアチームが慎重に検討し決定する。

ご本人に身寄りがない場合における医療・ケアの方針決定プロセスは、ご本人の判断能力の程度や入院費用等の資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なる。医療・ケアチームは、介護・福祉サービスや行政の関わり等から得られた情報をもとに、ご本人の意思を尊重しつつ厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に支援を行う。

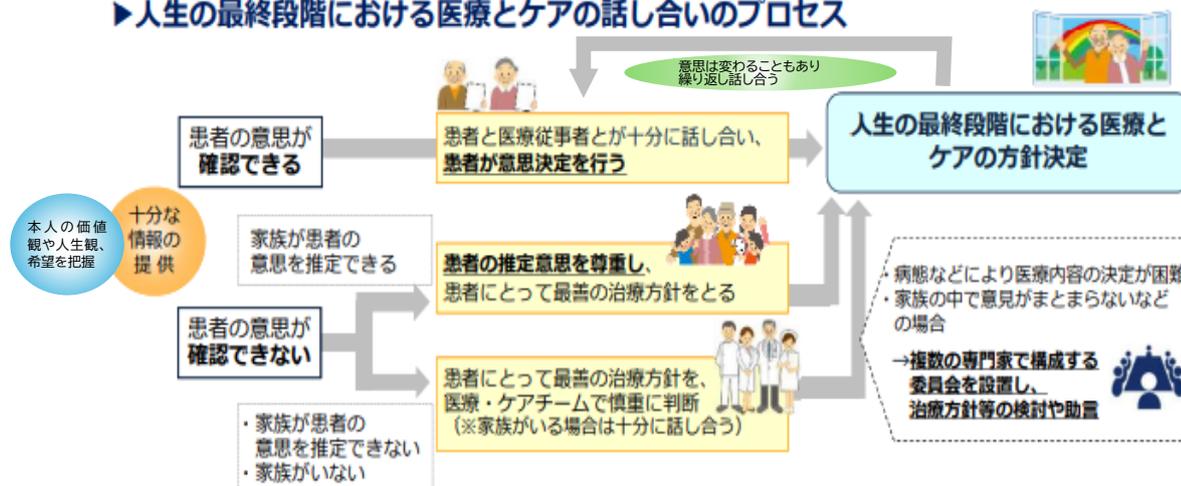
### 4. 倫理審査委員会による話し合いの場の設置

前記3. 2) ①及び②の場合において、方針の決定に際し、

a 医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合

- b ご本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合
  - c ご家族等の中で意見がまとまらない場合や医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合
- 上記 a、b、c については、複数の専門職からなる委員会（緩和ケアサポートチーム等）に相談を行う。相談の結果、倫理審査委員会に審議を依頼することもできる。

### ▶人生の最終段階における医療とケアの話し合いのプロセス



(厚労省, 2017 一部改変)

#### 【参考資料】

- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン, 厚生労働省, 2018
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン, 厚生労働省, 2018
- ・身寄りがいない人の入院および医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン, 厚生労働省, 2019
- ・障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン, 厚生労働省, 2017
- ・日本医師会：終末期医療に関するガイドライン (改定案), 2019
- ・大阪府看護協会：看護職のための ACP 支援マニュアル, 2020
- ・第 3 回 人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会 資料 2, 2017

#### 附 則

この指針は令和 7 年 5 月 22 日より施行する